

かつらぎ町体育協会表彰規程

1. この規程は、町内の体育・スポーツの振興・普及について、特に功績のあった者を、かつらぎ町体育協会会長（以下「会長」という。）が表彰する。
2. 表彰の対象者とは、次に該当する者（及び団体）とする。
 - (1) 各種競技団体で体育振興に貢献し、その功績が特に優れた者。
 - (2) その他、特に表彰に値すると認められる者。
3. 表彰対象者を推薦する場合、原則として「功績調書」を事務局へ提出しなければならない。
4. 選考委員を選出し、審議を行い会長が決定する。
5. 選考委員は、体育協会の役員から選出する。
6. 選考委員会は、互選により委員長・副委員長を選出する。
7. 表彰は、毎年度行い、受賞者（及び団体）に表彰状等を授与する。
8. この規程に定めるもののほか、表彰について必要な事項は別に定める。

（附則）

この規程は、平成 元年 10 月 10 日から施行する。

〃 平成 17 年 9 月 13 日に一部改定する。

〃 平成 22 年 9 月 15 日に一部改定する。

〃 令和 3 年 9 月 21 日に一部改定する。